

地方税法施行令の一部を改正する政令について

1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：77 団体（平成 24 年 4 月 1 日現在）
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（事業所床面積） 600 円／ m^2
「従業者割」（従業者給与総額） 100 分の 0.25 } 合計額を事業者が納税

○免税点：「資産割」（事業所床面積） 1,000 m^2
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,390 億円（平成 23 年度決算額）

2 政令改正の内容

○ 地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31① I ハ、地税令 § 56 の 15）

○ 青森県青森市について、人口が 30 万未満となり課税団体の要件を満たさなくなるため、課税団体としての指定を取り消すもの（地税令 § 56 の 15 を改正）
【青森市：平成 22 年 4 月 28 日指定】

※ 今回の指定取消により事業所税の課税団体は 76 団体となる

3 日 程

○ 政 令 公 布：平成 25 年 4 月 26 日（金）

※ 青森市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 84①）

法人の事業：非適用日（平成 25 年 4 月 1 日）の属する事業年度の直前の事業年度分まで課税

個人の事業：非適用日（平成 25 年 4 月 1 日）前に終了した個人に係る課税期間分まで課税

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 事業所税の課税団体として、青森市の指定を取り消すこと。（第五十六条の十五関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。

政令第二百二十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十六条の十五中「、青森市」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第五十六条の十五の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

理 由

青森市の平成二十五年三月三十一日現在における人口が三十万未満となったため、事業所税の課税団体としての同市の指定を取り消す必要があるからである。

地方税法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）抄

改正案	現行
<p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市） 第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、<u>秋田市</u>、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p>	<p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市） 第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、<u>青森市</u>、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p>

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（用語の意義）

第七百一条の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定都市等 次に掲げる市をいう。
- イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市
- ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域を有するもの
- ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のもののうち政令で指定するもの

二〇八 略

2 略